

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会(第4回)

次 第

東京都庁第一本庁舎 3 3階北側 特別会議室 N2
平成20年2月6日(水) 午後3時00分から

1. 開 会

2. 議 題

- (1) これまでの議論のまとめ
- (2) 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について
- (3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について
- (4) 平成20年度の仕組み部会の進め方について

3. 閉 会

[配付資料]

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会委員名簿

(資料1) 第3回仕組み部会の議論のまとめ

(資料2) 1年間の取組を振り返って

(資料3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況

(資料3-(1)) 拠点モデル事業者と地域の関係者との連携状況について

(資料3-(2)) モデル事業における個人情報の取り扱いについて

(参考資料1) 個人情報の保護に関する法律(抜粋)

(参考資料2) 主なネットワークの担い手

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」委員名簿

◎部会長

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	下垣 光	日本社会事業大学社会福祉学部准教授
	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター主任研究主幹
	◎林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科教授
	元橋 一郎	弁護士 (神田お玉ヶ池法律事務所)
事業者 介護者	岡島 潤子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会副理事長 (株式会社やさしい手 在宅サービス事業本部居宅介護支援事業部 部長)
代表 家族	牧野 史子	特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンターアラジン理事長
行政関係者	井上 悟	中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課長
	尾崎 孝	中野区保健福祉部健康・高齢担当参事
	横道 淳子	府中市福祉保健部高齢者支援課府中市地域包括支援センター包括マネジメント担当主査

各区分において50音順

(オブザーバー)	紙崎 修	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (練馬区健康福祉事業本部福祉部参事(介護予防課長事務取扱))
	石坂 修	認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (多摩市健康福祉部高齢福祉課長)
	井上 信太郎	認知症支援拠点モデル事業補助事業者連絡会代表 (有限会社心のひろば代表取締役)
	丸山 茂生	認知症地域資源ネットワークモデル事業委託事業者 (株式会社タイム・エージェント客員研究員)

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」幹事名簿

氏名	所属
諏訪 彰 弘	警視庁生活安全総務課生活安全対策管理官
村田 由 佳	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

第3回仕組み部会の議論のまとめ

資料 1

1 これまでの議論のまとめ

(1)説明（事務局）

- ・第2回「仕組み部会」及び第2回「認知症対策推進会議」における報告内容及び主な意見について報告。

(2)主な意見（特になし）

2 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について

(1)説明（モデル区市）

- ・「認知症コーディネート委員会」立上げに至るまでのコアチームの準備や取組内容、コーディネート委員会での議論について、プロセスを中心に説明。
- ・練馬区の特徴として、コーディネート委員会と連携した住民系と事業者系の取組を行っている。住民系の取組として、認知症サポーターによるワークショップを開催しており、事業者系としてはモデル的エリア内の介護サービス事業者による事業者会を開催予定。
- ・多摩市の特徴としては、委員会立上げの前に市民委員への事前インタビューを実施し、地域から見た認知症に関する現状や課題について情報収集している。その結果、既存のネットワークを活かしてモデル事業に取組んでいくことを確認した。

(2)主な意見

- ・コーディネート委員会では、地域の課題だけを考えるのではなく、地域の強みを活かすという視点も加えて欲しい。
- ・地域資源を抽出する際には、ある程度意識の高い高齢者やその家族を対象としたところだけではなく、一般的な高齢者が身近に行くところや介護をしている家族が集まるところも加えたらどうか。
- ・地域資源マップを作る過程において得られたもの（地域のネットワークやその関係者同士の確認）や、マップを作った後どう活用されたかといった、マップそのもののメリットも検証して欲しい。また、マップの作り方の視点が異なれば活用のされ方や作業を通して得た成果も異なってくる。
- ・地域で孤立している人の発掘を担う認知症サポーターや民生委員をコーディネートしたり相談や助言を行う人を今後検討して欲しい。

3 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について

(1)説明（モデル事業者・事務局）

- ・至誠キートスホーム（（社福）至誠学舎立川）、グループホームきずな（（社福）創隣会）から取組の進捗状況について説明。
- ・事務局からは他の3事業者の取組状況について説明。

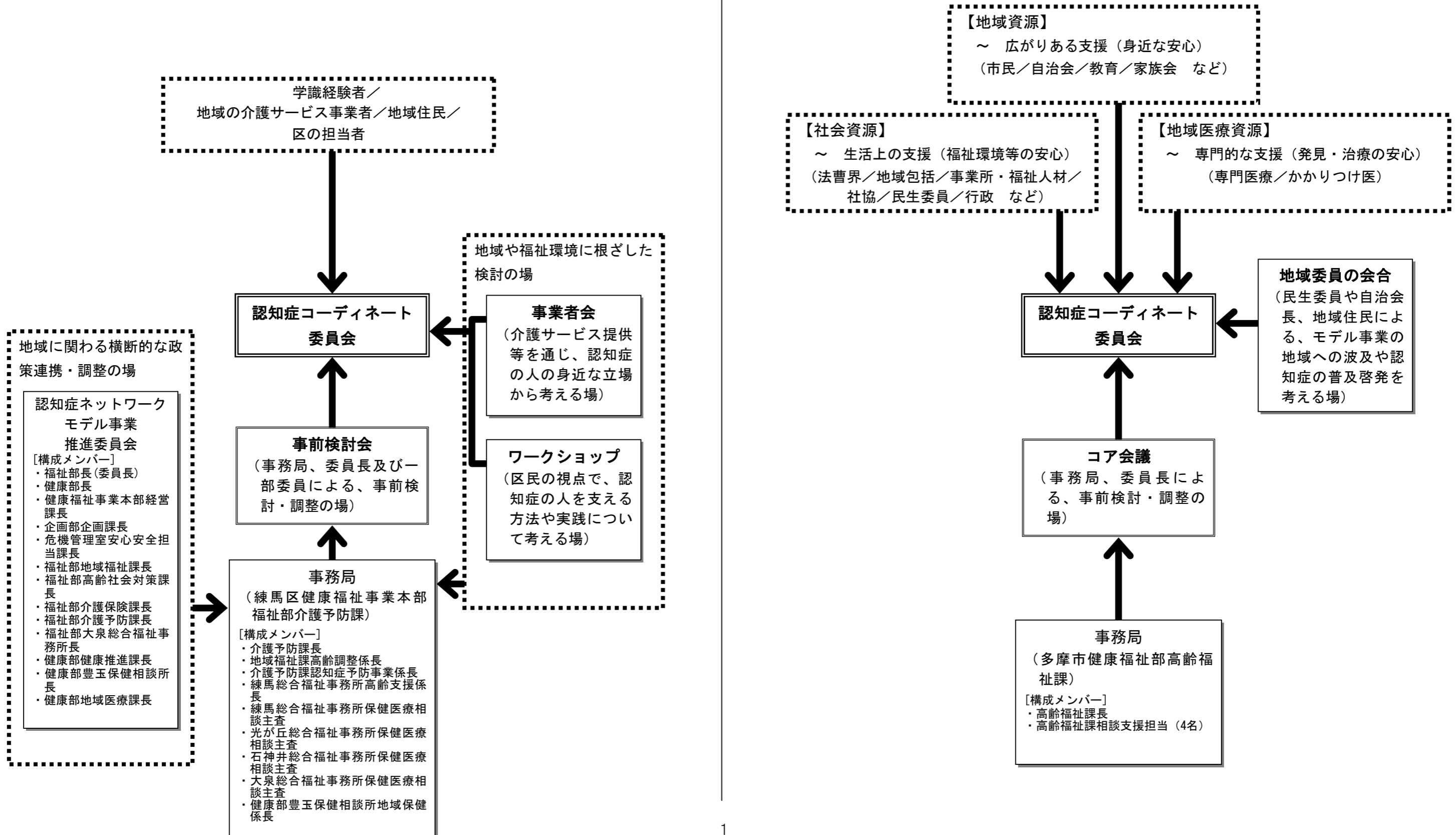
(2)主な意見

- ・家族会を継続的に開催していくためには、場所が確実に確保されていることが重要。しかし、どの地域でも場所を取るのが困難なので、事業者が施設を開放するなどすれば定期的に開催でき、家族に安心感を与える。また、家族会の時に傍らで本人を見てくれるミニデイを開けば、家族も来やすくなる。
- ・事業所でモデル事業に取組んでいる職員体制や課題への対応の仕方について記録を残しておくことで、他の事業所への参考となる。
- ・マップを作った後、その方の生活支援にどう結び付けていくか、どう支えていくかということを考えていく必要がある。マップはあまり広域を対象とせず、見つかったらすぐに支援や見守り体制に入れるぐらいの顔の見えるエリアで作成して欲しい。
- ・一言でネットワークの構築ということではなくて、周囲が手を差し伸べることが出来やすい環境を作らないと、本人もマップに自分の情報を載せようという気持ち起きない。個人情報を取扱う場合には、本人や家族にとって実際に役立つだけの環境も同時に構築されている必要もある。

◆ 推進体制

練馬区

多摩市



◆ 位置付けの変化

練馬区

<p>1 認知症コーディネート委員会の位置づけの変化</p> <p>(1) コーディネート委員会の立上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民系・事業者系・行政系の委員で構成。それぞれの立場からの意見をモデル事業に反映させ、委員会の議論を中心に事業を推進することを想定。 <p>(2) 他の取組との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者系の取組…実態把握のためにモデル的エリア内の 19 介護サービス事業者にアンケート調査、聞き取り調査を行い、事業者会での結果報告と意見交換。 ・ 住民系の取組…モデル的エリア内で認知症サポーター養成講座を 3 回実施し、その参加者の中からモデル事業ワークショップ参加者を募集。11 月から毎月開催。 <p>(3) 現在のコーディネート委員会の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での「顔の見える関係づくり」をキーワードに委員会を開催、委員会の存在自体もその流れの一環といった形に変化。 ・ 委員に対しては、グループワーク等の協働作業や事例収集、作成物の内容や表現方法の検討といった役割を期待。
<p>2 区の認知症施策におけるモデル事業の位置づけ・活用策の変化</p> <p>(1) これまでの区の施策との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徘徊 SOS ネットワークや家族会支援については、平成 16 年に「認知症ケアシステム検討委員会」で策定した「認知症ケアシステム体系図」や「練馬区高齢者保健福祉計画（平成 18-20 年度）」において既に盛り込まれていた。モデル事業に取り組むことによって、区の計画の推進が加速するものと判断。 <p>(2) 認知症地域資源ネットワークモデル事業推進委員会の立上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の認知症施策を総合的に進めていくためには、モデル事業の成果を区全体に波及させるとともに、既存の認知症施策と一体的に取り組んでいく必要がある。そこで区に推進委員会を設置し、区全体の認知症ケア体制を検討。
<p>3 モデル事業が区の認知症施策に与えた影響</p> <p>(1) 区の組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度当初は、これまでの予防とケア部門を統合した認知症対策組織の設置を予定。 <p>⇒ モデル事業実施の過程で、地域包括支援センターの機能強化や独り暮らし高齢者の見守りの強化など、組織のあり方の検討について機運が高まり、平成 20 年 4 月には本格的に組織改正を行う方針。</p> <p>(2) 家族会の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族会支援担当部署である健康部（保健所）と福祉部で協議。 <p>⇒ 高齢者の保健・医療・福祉における保健所と福祉部の役割分担を中心に議論。</p> <p>当初は既存家族会の支援が中心課題であったが、家族会の機能や役割の検討から、新規家族会の立ち上げ、数、場所、支援方法といった問題の検討も重要であるということになり、現在、実態調査やアンケート調査を実施中。</p> <p>(3) 今後のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対策については、地域でもっとも身近な区が、いかに「顔の見える関係づくり」に関わっていくか、住民・事業者・区との信頼関係の構築が問われている状況。

多摩市

<p>1 認知症コーディネート委員会の位置づけの変化</p> <p>(1) コーディネート委員会の立上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル事業の進め方の検討や進行管理の場として位置付け。 <p>(2) コーディネート委員会の位置付けの変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回までの委員会では地域の現状認識についての意見交換が主。 ・ 自治会長や民生委員等の地域委員は、委員会によって認知症に対する理解や地域での取組のきっかけとなることを期待していることが明らかに。 <p>⇒ 以降は地域と関係機関の相互理解の場としても位置付け。</p> <p>(3) 今後のコーディネート委員会のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した取組を一層推進していくため、住民サイドに立った議論を中心に。 ・ 地域へどう波及させるかも検討。 ・ 関係機関の理解と協力を得られるような施策や進め方を検討し、今後の市の認知症施策として有効な取組について提案。
<p>2 市の認知症施策におけるモデル事業の位置づけ・活用策の変化</p> <p>(1) これまでの市の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は認知症予防を中心とした普及啓発を実施。 <p>(講演会、ファシリテーター育成、認知症予防教室の実施、認知症サポーターの養成、キャラバンメイトの養成など)</p> <p>⇒ 今後の施策として、認知症になっても地域で安心して暮らしていけるための事業展開が必要と認識。</p> <p>※ 具体的な認知症対策を検討している際に都からモデル事業の照会。</p> <p>(2) モデル事業への期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きっかけ、リーディング事業としての役割、モチベーションアップ。 ・ 地域住民や関係機関との接点の中からより具体的な事業への展開や波及。 <p>⇒ 現状では、地域資源のネットワークの広がりや新たな施策への派生が見られる。</p> <p>(3) 今後のモデル事業の活用策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モチベーションが上がった地域委員の地域での普及啓発の具体化。 ・ 認知症サポーター養成事業の次の展開の検討。
<p>3 モデル事業が市の認知症施策に与えた影響</p> <p>(1) 市内部への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の認知症への理解の深まりと今後の取組への意識の高まり。 ・ 認知症対策の方向性の整理と中長期的な視点での施策の検討の材料に。 <p>(2) 地域住民への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会を契機とした地域住民への普及啓発の活性化。 ・ モデル事業を契機とした、地域住民の認知症にかかるネットワークの形成の促進。

認知症支援拠点モデル事業の取組状況

グループホームかたらい
(認知症対応型共同生活介護)
世田谷区・(NPO)語らいの家

地域コーディネーターの役割

- 地域の関係機関と連携し、モデル事業の実施に向けた事前調整。
- 地域で開催する「認知症サポーター養成講座」の講師役、「あんしん生活マップ」、「サロン日ようび」等取組の進行管理。

19年度の取組

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
あんしん生活マップ ○「認知症サポーター養成講座」の受講者から参加者を募り、認知症の人でも安心して買い物ができる商店や認知症をサポートできる医療機関をマップに記し、認知症の人や家族に配布する。	○「認知症サポーター養成講座」の開催 ⇒地域コーディネーターがキャラバン・メイトとして活動 ・8月8日 世田谷区、世田谷グループホーム連絡会共催 地域住民50名参加 ・9月8日 世田谷区政策提言の会主催 地域住民21名参加 ・9月17日 ガーネット（住民グループ）主催 11名参加 ・10月21日 かるがもクラブ（住民グループ）主催25名参加 ・10月23日 若林町会1丁目ネットワーク（住民グループ）主催 16名参加 ・10月27日 世田谷区、世田谷グループホーム連絡会共催 地域住民33名参加 (計156名)		○11月15日 第1回検討会 8名参加 取組の目的や当面の予定を説明	○11月30日 第2回検討会 6名参加 商店街との経緯と今後の方針	○12月20日 第3回検討会 商店街利用者 アンケートの内容検討、今後の			
サロン日ようび ○「認知症サポーター養成講座」の受講者から参加者を募り、日曜日休業の併設のデイを利用して毎週日曜日にボランティアによるデイサービスを実施。	○利用者への周知 地域包括支援センター、「家族会」、デイ利用者、NPO法人会員に周知		○11月22日 近隣商店街へ取組の主旨・内容説明	○10月 7日、14日、28日実施 ○11月 4日、11日、18日、25日実施 ○12月 9日、16日、23日実施 ○1月	○商店街利用者のニーズを探るため、認知症の家族を対象にアンケートを実施⇒地域包括、地域の介護事業者を	1月末に集約	2月上旬から中旬にかけて、商店街の方を対象にしたサポーター養成講座開催予定	
家族会の開催 ○原則として毎月第2土曜日に専門医を招いて、グループホーム利用者や地域の介護者を対象とした家族会を開催。		○10月6日 4名参加	○11月10日 3名参加	○12月8日 5名参加				
認知症勉強会と体験学習 ○グループホームに近隣の小中学生を受入れ、認知症の方との触れ合いを通して、福祉への関心を高める。	○9月19、20、21日 区立船橋中学校の職場体験の一環として受入れ						○3月 区立上祖師谷中学校の生徒を受入れ予定	

今後の課題
 ・サロンの利用者が固定されているので、一層の周知を図り利用者を拡大させる。
 ・認知症サポーターから急に介護ボランティアは困難。まずは現場実習を行い、サポーターを育成することが必要。

拠点モデル事業者と地域の関係者との連携状況について

資料3-(1)

	行政(区市)	地域包括支援センター	地域の介護サービス事業者	地域の関係機関等(福祉、医療関係)	地域の民間事業者(企業、商店街等)	町会、自治会等	地域住民(学校等含む)
グループホームかたらい (認知症対応型共同生活介護) <世田谷区、(NPO)語らいの家>	・認知症サポーター養成講座開催	・アンケート配布の協力	・アンケート配布の協力	・講師派遣	⇒取組の協力依頼	・認知症サポーター養成	・ボランティア参加 ・サロン日ように参加
		・地域への周知					
グループホームなごみ方南 (認知症対応型共同生活介護) <杉並区、(株)大起エンゼルヘルプ> ●ケア24(地域包括支援センター)方南併設	・取組の事前打合せに参加						
	・専門職派遣	・専門職派遣	・会食に出席(併設)	・専門職派遣		・会食・地域交流に出席	・会食・地域交流に出席
		・地域の高齢者への周知 ・地域ケア会議での報告、周知(併設)					
至誠キートスホーム (介護老人福祉施設) <立川市、(社福)至誠学舎立川> ●北部中さいわい地域包括支援センター併設	・推進委員会に参加			・推進委員会に参加			
			・事例検討会に協力	・事例検討会に出席 ・講師派遣		・講座に出席	・講座に出席
	・市報を活用した広報	・小地域ケア会議での周知(併設)		・地域への周知			
地域ケアサポート館福わ家 (小規模多機能型居宅介護) <青梅市、(有)心のひろば>	・モデル事業運営推進会議に参加	・モデル事業運営推進会議に参加		・モデル事業運営推進会議に参加			
		・取組の協力、情報共有	・取組の協力、情報共有	・取組の協力、情報共有		⇒講座の出席依頼	
	・市報を活用した広報 ・関係機関への周知	・地域への周知	・地域への周知	・地域への周知			
グループホームきずな (認知症対応型共同生活介護) <日野市、(社福)創隣会> ●在宅介護支援センターあいりん併設	・事業検討会に参加	・ネットワーク会議に参加	・ネットワーク会議に参加				
		⇒マップの協力依頼	⇒マップの協力依頼	⇒マップの協力依頼 ・認知症サポーター養成	・認知症サポーター養成	・認知症サポーター養成	・デイへ参加 ・認知症サポーター養成
	・周知の協力						

上段：検討会・連絡会への参加
 中段：取組への参画状況
 下段：周知、広報

・「⇒」は依頼中を示す。
 ・協力＞参加

平成20年1月21日現在

モデル事業における個人情報の取り扱いについて

1. 前回出された主な意見

- ・ 個人情報収集の際に利用目的を明らかにすることが必要。利用目的を明らかにしていない場合であっても、身体健康上の問題という例外条項（個人情報の保護に関する法律第16条3項2号、23条1項2号）が適用できる場合がある。
- ・ 「認知症高齢者在宅マップ」を作った後、その方の生活支援にどう結び付けていくか、どう支えていくかということを考えていく必要がある。マップはあまり広域を対象とせず、見つかったらすぐに支援や見守り体制に入れるぐらいの顔の見えるエリアで作成して欲しい。
- ・ 一言でネットワークの構築ということではなくて、周囲が手を差し伸べることが出来るやすい環境を作らないと、本人もマップに自分の情報を載せようという気持ち起きない。個人情報を取扱う場合には、本人や家族にとって実際に役立つだけの環境も同時に構築されている必要もある。

2. 検討の趣旨

- ・ 介護サービス事業者が地域包括支援センター等と連携して、地域の高齢者の見守りマップの作成や徘徊時のためのネットワークの構築を考える際には、より多くの関係者が個人情報を共有した方が具体的な・個別的な支援に結びつけやすい一方で、近年の個人情報に対する意識の高まり等から、安易な情報のやりとりは行うべきではないとも考えられる。
- そこで、この場合の適切な個人情報の取扱いについて検討する。

3. 個人情報保護法の概要

(1) 個人情報保護法の概要

- 目的（1条）**
- ・ 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 定義（2条）**
- ・ 「個人情報」…生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの。
 - ・ 「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体や取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く。）
- 基本理念（3条）**
- ・ 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

(2) 個人情報取扱事業者の義務

○利用目的の特定、利用目的の制限（15条、16条）

- ・ 個人情報を取扱うに当たり、その利用目的を出来る限り特定しなければならない。
- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは原則禁止。

例外

- ① 法令に基づく場合、
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）

◆利用目的の通知

- ・ 個人情報を取得した場合は、速やかに利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- ・ 本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

○第三者提供の制限（23条）

- ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供は原則禁止

本人の同意を得なくても提供できる場合

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

○オプトアウト

あらかじめ第三者提供すること及び本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

◆第三者に該当しない場合

- ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知している場合）は第三者提供とみなされない。

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

第一章 総則（第1条—第3条）
第二章 国及び地方公共団体の責務等（第4条—第6条）
第三章 個人情報の保護に関する施策等
第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）
第二節 国の施策（第8条—第10条）
第三節 地方公共団体の施策（第11条—第13条）
第四節 国及び地方公共団体の協力（第14条）
第四章 個人情報取扱事業者の義務等
第一節 個人情報取扱事業者の義務（第15条—第36条）
第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第37条—第49条）
第五章 雑則（第50条—第55条）
第六章 罰則（第56条—第59条）
附則

（目的）

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用目的の特定）

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ない

で、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内

容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(利用停止等)

第27条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第28条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

主なネットワークの担い手

○ 地域包括支援センター

1 設置主体

- (1) 区市町村
- (2) 区市町村から委託を受けたもの（老人介護支援センターの設置者その他省令で定めるもの。同一区市町村において、別の法人への委託は可能）

2 主な職務

○ 包括的支援事業

- (1) 介護予防ケアマネジメント
- (2) 総合相談支援
- (3) 虐待の防止及び早期発見、権利擁護事業
- (4) 包括的・継続的マネジメント

※ 守秘義務規定あり

3 参考

(1) サブセンター

在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センター（本所）の支所を「サブセンター」という。本所と支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を発揮しつつ、それぞれの支所が包括的支援事業の4機能を適切に果たすことができれば認められる。

(2) ブランチ

地域包括支援センターが包括的支援事業に一体的に取り組むことを前提として、地域の身近なところで相談を受け付け、センターにつなぐために設置する「窓口」のことを「ブランチ」という。センターと別法人による設置も可。なお、地域包括支援センターが総合的に取り組むべき包括的支援事業の一部を他の法人に委託することは認められない。

○ 在宅介護支援センター

1 設置主体

- (1) 区市町村
- (2) 区市町村から委託を受けたもの

2 主な職務

- (1) 地域の要援護高齢者の実態把握や介護ニーズ等の評価
- (2) 地域の要援護高齢者およびその家族などに関する支援・サービス計画の内容と実施状況、サービス利用意向などを記載した「サービス基本台帳」の整備
- (3) 要介護状態になる可能性の高い者に対する介護予防サービス等の利用の支援
- (4) 各種保健福祉サービス及び介護保険サービスの利用方法等の情報提供・利用啓発

- (5) 在宅介護等に関するさまざまな相談への対応
 - (6) 要援護高齢者等の家族などからの相談、在宅介護相談協力員からの連絡に対する指導や助言
 - (7) 高齢者の地域における自立した生活を支援するための教室の開催や、必要なサービス等の利用に関する相談・助言
 - (8) 地域密着型のサービス情報マップを作成し、地域の高齢者や介護支援専門員等に配布
 - (9) 保健福祉サービスの利用申請の受付や申請手続きの代行
 - (10) 在宅介護支援センターと地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、相談協力員との情報交換や相談協力員との連絡調整
 - (11) 介護支援専門員からソーシャルワーク援助の依頼があった場合への対応
 - (12) 地域包括支援センターのブランチの設置及び業務の協力
- ※ 守秘義務規定あり

○ 民生委員

1 委嘱

都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱。

2 主な職務

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動。

3 活動方法

- (1) 市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行う。
- (2) 職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- (3) 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。
- (4) 職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。